

【 稲 敷 市 】

平成29年5月1日現在

稲敷市地域交通利用料金補助事業

事業開始：平成21年2月～

事業内容

日常生活で必要とされる医療機関等への通院又は通所、買い物若しくは公共施設又は金融機関等の利用にかかる地域交通利用料金（タクシー料金）の補助。

タクシー1回の乗車につき利用券1枚が使用でき、利用券1枚につき最高700円を補助し、最低300円は自己負担。

支援の条件、対象者等

- <条件>
- ・ 運行事業者は稲敷市内の事業者4社（H29.1現在）
 - ・ 利用日時は、運行事業者の運休日を除く原則午前8時～午後5時まで
 - ・ 乗車場所又は降車場所のいずれかが稲敷市内であること
 - ・ 遊興目的での利用はできない

- <対象者> 市内に住所を有し、次のいずれかに該当する者
- ① 自動車運転免許証がない方
 - ② 自動車を所有していない方
 - ③ ①②以外の場合で怪我などにより自動車を利用出来ない理由がある方

問い合わせ先・ホームページURL

稲敷市役所政策調整部政策企画課
☎029-892-2000（内線2613、2614）

<http://www.city.inashiki.lg.jp/page/page000714.html>